

## 別紙第1

<h2 style="margin: 0;">情報計画</h2>
----------------------------------

要旨	<p>適時に適切な情報を収集し、これを適切に使用して、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に資することを目的とします。</p> <p>このため、情報要求を確立し、情報組織の構成、運用、業務を有機的に総合一体化し、情報収集活動を適切に行います。</p>
----	---

## 関連する計画等

なし

## 1 構想

## (1) 方針、実施要領

項目 段階	情報要求	
	最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求
平素	1 避難が必要となる武力攻撃事態等の兆候 2 要避難住民に関する情報	1 避難実施に必要な事項 2 救援に必要な事項
緊急避難	1 ミサイル発射情報 2 異常な兆候の発見 3 使用された兵器の種類の特 4 救急医療方法	1 被害状況 2 安否情報 3 除染剤、応急医療用医薬品 4 救急医療の体制
避難準備	1 武力攻撃の予測 2 住民の具体的な避難先 3 避難先までの交通機関 4 具体的な避難の段取り	1 その他避難実施に必要な事項 2 救援を行うのに必要な事項
避難	1 避難の進捗状況 2 避難準備の進捗状況	1 救援状況 2 避難先地域の情報
避難生活	1 安否情報 2 被災情報 3 避難先地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況
復帰	1 何時、どのように復帰するのか 2 復帰先の被害状況 3 復帰の進捗状況	1 安否情報 2 被災情報

生活再建	1 被害状況 2 復旧復興状況	1 国、県、他市町村の状況
避難受入	1 受入時期、住民数、経路等 2 受入の進捗状況 3 安否情報 4 受入地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況

## (2) 情報活動の過程

市は、市の国民保護措置に必要な情報と住民に必要な情報を主体的かつ継続的に収集、分析し、提供します。

過 程	内 容
①情報要求の決定	対策の重点地域や具体的な対策などを判断するために、最も必要な情報を決定します。
②収集項目・収集方法の決定	情報要求に対応するために収集しなければならない情報の項目と収集方法を判断します。
③情報の収集	<p>どのような情報が必要かを踏まえて「具体的にどのような情報を集めるか」を判断します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部長等の決断に必要な情報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 安否情報</li> <li>(2) 被災情報</li> <li>(3) その他国民保護措置に必要な情報</li> </ol> </li> <li>2 すでに収集した情報だけでは状況判断を行うのに不十分、あるいは、すでに収集した情報は信頼性に疑問があり再確認する必要があるなどの理由から追加して収集すべき情報</li> <li>3 他機関やマスコミ報道から入手した二次災害の発生など重大な事象や事故の事実を確認するための情報</li> </ol>
④収集情報の処理	
I 記録	(情報の受付) 情報カードなどに記録し、一連番号を付けて、情報一覧表に記録します。
II 評価	信頼性、正確性、重要度などについて判断します。
III 分析	対策上の観点からどのような意味を持っているかを判断し、情報カードにコメントとして添付します。
IV 整理	地区別や情報の種類ごとに整理します。

	V 提供	県、関係機関等に報告、通報します。
⑤情報の使用	<p>提供された情報を使用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 状況の判断に使用します。</li> <li>2 情報の共有 情報に対する認識、情報に対する対策本部としての処置、各機関が目指している方向や取組状況に関する情報の共有に使用します。</li> <li>3 情報の受理及び伝達 必要とする相手に必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行います。</li> <li>4 情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、情報セキュリティー等、情報の保全に留意します。</li> </ol>	

### (3) 情報収集体制の整備

ア 情報の収集、分析を行う専門的な人材の育成、配置に努めます。

イ 国民保護に必要な情報管理手段を整備し、情報を常に最新の内容に整備し、使用可能な状態に保ちます。特に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の維持管理に努めます。

ウ 国民保護の実施に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会などを通じ、適時適切な市内情報の把握に努めます。（屋内退避・避難指示時など、安全が確保されないおそれがある場合を除きます。）

## 2 各部局等の役割及び情報の要求・要請

### (1) 各部局等の役割

各部局は、事態の進展状況による業務の緩急・軽重を考慮し、部局長間の協議により、人員差出等について協力し合うものとする。

各部局等	役割と収集項目
共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集、連絡、伝達体制の整備</li> <li>2 緊急連絡体制の整備</li> <li>3 各機関等との連携要領の確立</li> <li>4 武力攻撃災害に関する兆候</li> <li>5 緊急対処事態における災害に関する兆候</li> <li>6 ゲリラ、特殊部隊の潜入情報</li> <li>7 NBCR兵器使用の兆候</li> <li>8 所管市有施設の被害状況</li> <li>9 所管施設等への避難住民受入可能状況</li> <li>10 運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転士数等</li> </ol>

		11 その他市長の命ずる項目、又は対策本部長の求める事項
事務局	自治防災課 ※ 国民保護対策本部開設時は、以下の班を含む。 ・計画運用班 ・情報班 ・広報班 ・活動支援班 ・総務班	1 市内、県内及び周辺地域の総合状況 2 市各部局及び関係機関等の活動状況 3 自衛隊の国民保護措置実施状況 4 備蓄物資の需要・供給状況 5 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付・使用状況 6 生活関連等施設の安全確保状況 7 被災情報 8 消防機関、消防団、自主防災組織の活動状況 9 避難住民、収容施設の需要・供給状況 10 危険物質等の管理状況 11 救援物資の需要・供給状況
総務部	総務課 秘書課 財政課 地域振興課 出納室 議会事務局 監査事務局 選管事務局 ※（部以外を含む。以下「総務部」とする。）	1 市有財産の被害・使用可能状況 2 市有車両の需要・供給状況 3 電話（施設）の需要・供給状況 4 鳥取情報ハイウェイの状況 5 職員の受入・派遣（要請）状況 6 義援金の状況 7 国民保護措置関係予算見積り、措置状況 8 自衛隊、米軍の武力攻撃排除活動状況 9 写真等による記録 10 報道機関の状況
市民生活部	市民課 環境衛生課 税務課 収税課	1 安否情報 2 戸籍・住民登録・外国人登録情報 3 埋葬、火葬の需要・供給状況 4 生活必需品（被服、寝具等）の需要・供給状況 5 救援物資の保管・管理状況 6 埋葬、火葬の需要・供給状況 7 廃棄物処理状況 8 市税等の収入状況 9 市民の生活状況
福祉保健部	福祉課 長寿社会課 健康推進課 子育て支援課	1 要配慮者（外国人を除く）に係る施設の被害・使用可能状況 2 避難行動要支援者（外国人を除く）の数、避難状況 3 避難所の運営状況 4 避難住民、収容施設の需要・供給状況

		<ul style="list-style-type: none"> <li>5 避難施設の被害・使用可能状況</li> <li>6 赤十字の活動状況、赤十字標章等の交付・使用状況</li> <li>7 ボランティアの受入・派遣状況</li> <li>8 救援物資の受入・配分状況</li> <li>9 高齢者に係る施設の被害・使用可能状況、避難状況</li> <li>10 高齢者の数、避難状況</li> <li>11 一般病院、感染症指定医療機関等の被害・使用可能状況</li> <li>12 医療、助産等の配置状況(医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機材、臨時医療施設)</li> <li>13 一般病院患者・医師等の数、避難状況</li> <li>14 一般病院救護班の派遣可能状況</li> <li>15 伝染病の発生・防疫状況</li> <li>16 乳幼児等に係る施設の被害・使用可能状況</li> <li>17 乳幼児等の数、避難状況</li> <li>18 保育所の被害・使用可能状況</li> <li>19 保育所園児の数・避難状況</li> <li>20 入浴施設の需要・供給状況</li> </ul>
産業部	観光振興課 農政課 水産商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 物資運送状況（トラック）</li> <li>2 商工農・水産業団体との連絡体制の整備</li> <li>3 商工農・水産業者の避難体制把握</li> <li>4 商工農・水産業関連の被害状況</li> <li>5 避難住民の失業状況</li> <li>6 観光客（外国人を含む）の数、避難状況</li> <li>7 市内在住外国人の避難状況、安否情報</li> <li>8 食品の需要・供給状況</li> <li>9 家畜伝染病の発生・防疫状況</li> <li>10 河川漂流物に関する情報</li> <li>11 漁港施設の使用可能状況</li> <li>12 海上漂流物に関する情報</li> <li>13 公共交通機関の運行に関する状況(バス、鉄道、航空機等)</li> </ul>
建設部	管理課 都市整備課 建築営繕課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路、空港、港湾施設の被害状況及び使用可能状況</li> <li>2 ガス（施設）、電気（施設）の被害状況及び需要・供給状況</li> <li>3 公共土木施設の被害状況</li> <li>4 土木資機材等の需要・供給状況</li> <li>5 応急仮設住宅の需要・供給状況</li> <li>6 飲料水の需要・供給状況</li> <li>7 上水道水の水質状況</li> <li>8 下水道施設の被害状況</li> </ul>

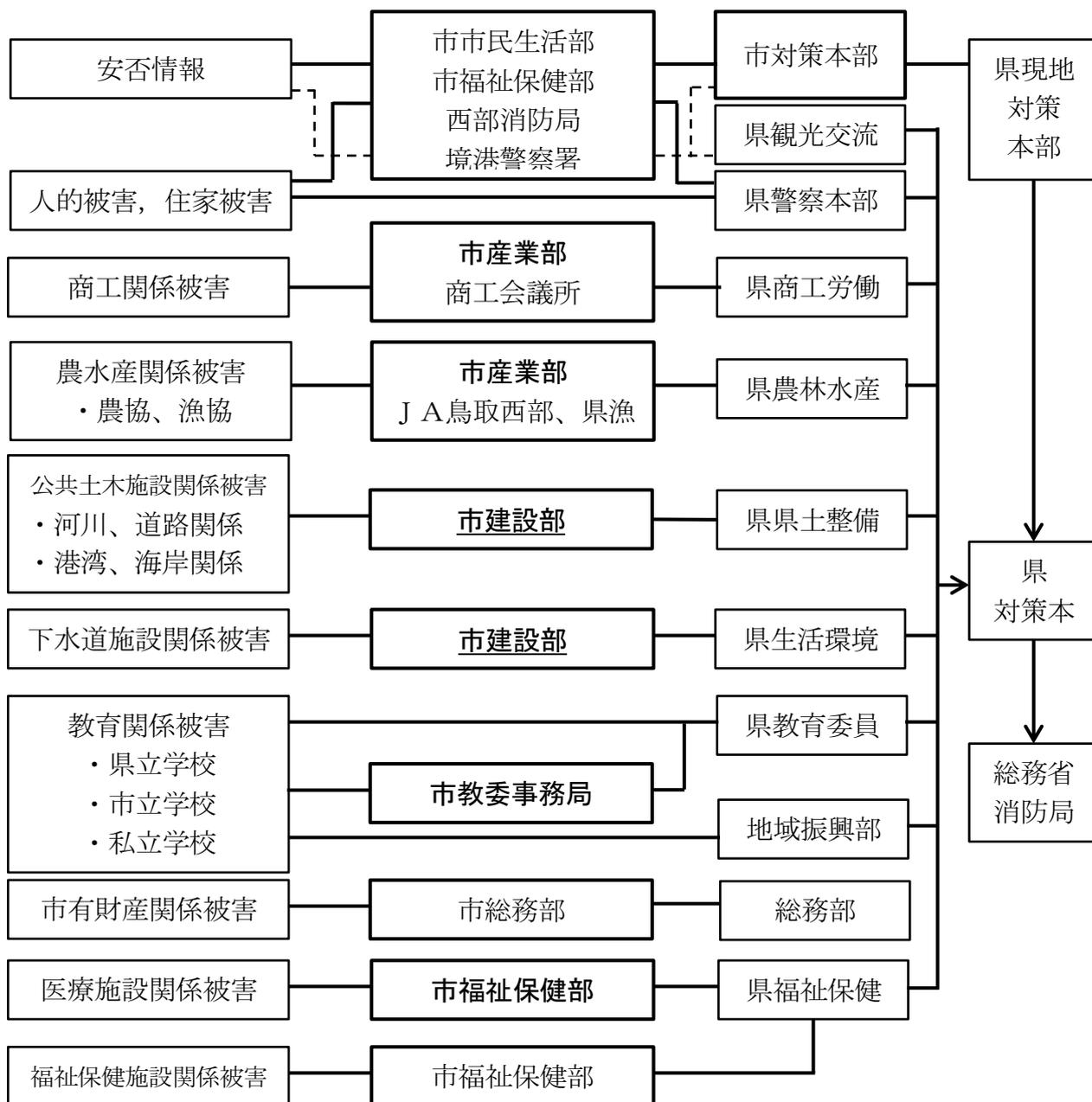
		9 し尿処理状況
教委事務局	教育総務課 生涯学習課	1 市立学校等の児童、生徒、教員の数、避難状況 2 市立学校、給食施設等の被害・使用可能状況 3 公民館等の被害・使用可能状況 4 文化財の保護状況
消防団		1 住民及び市内各地区の情報収集、情報伝達 2 市内の武力攻撃等の発生状況

## (2) 情報収集系統

指定行政機関等	指定地方行政機関等		県担当部局	市担当部局
内閣府			総務部	総務部
国家公安委員会			警察本部	総務部
警察庁	中国四国管区警察局		警察本部	総務部
防衛省	陸自第8普通科連隊		危機管理局 地域振興部	総務部 建設部
	海自舞鶴地方総監部			
	空自第3輸送航空隊			
	自衛隊鳥取地方協力本部			
	中国四国防衛局	美保防衛事務所		
金融庁			商工労働部	産業部
消費者庁			生活環境部	産業部
総務省	中国総合通信局		企画部	総務部
消防庁			危機管理局	総務部
法務省			総務部	総務部
公安調査庁			総務部	総務部
外務省			観光交流局	産業部
財務省	中国財務局	鳥取財務事務所	総務部	総務部
	神戸税関	境税関支署		
国税庁			市民生活部	市民生活部
文部科学省			教育委員会	教委事務局
文化庁			教育委員会 地域振興部	教委事務局
厚生労働省	中国四国厚生局		福祉保健部	福祉保健部
	鳥取労働局		商工労働部	産業部
農林水産省	中国四国農政局	鳥取支局	農林水産部	産業部
林野庁	近畿中国森林管理局	鳥取森林管理署	農林水産部	産業部
水産庁			農林水産部	産業部
経済産業省	中国経済産業局		商工労働部	産業部

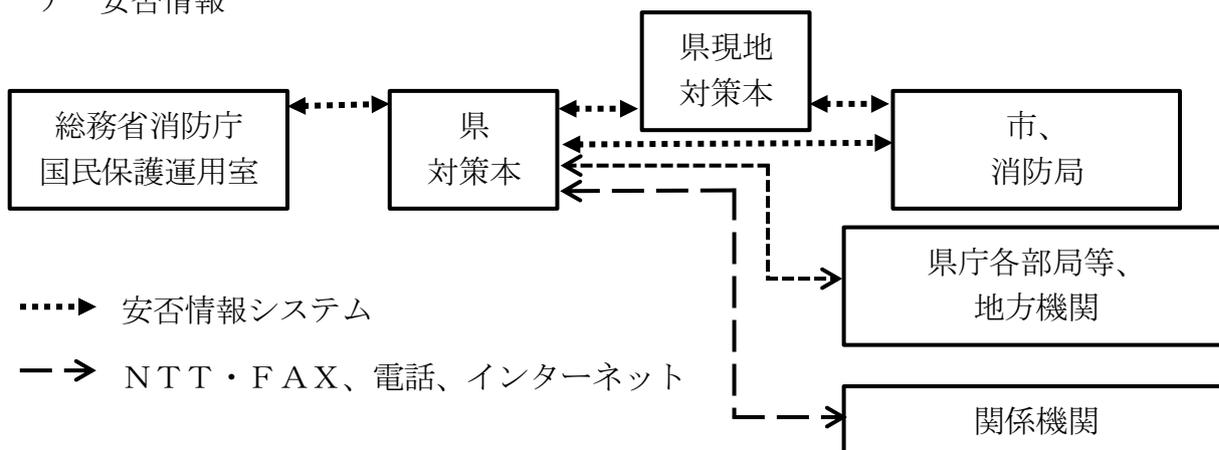
	中国四国産業保安監督部		危機管理局	産業部
資源エネルギー庁			生活環境部	市民生活部
中小企業庁			商工労働部	産業部
原子力規制委員会			危機管理局	総務部
国土交通省	中国地方整備局	鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所	県土整備部	建設部
	中国運輸局	鳥取運輸支局 鳥取運輸支局境庁舎	地域振興部 県土整備部	産業部
	大阪航空局	美保空港事務所	県土整備部 地域振興部	産業部
	東京航空交通管制部		県土整備部 地域振興部	産業部
国土地理院			県土整備部	建設部
観光庁			観光交流局	産業部
気象庁	大阪管区气象台	鳥取地方气象台	危機管理局	総務部
海上保安庁	第八管区海上保安本部	境海上保安部	危機管理局 農林水産部 警察本部	総務部 産業部
環境省			生活環境部	市民生活部

(3) 安否情報、被害情報の報告・伝達系統

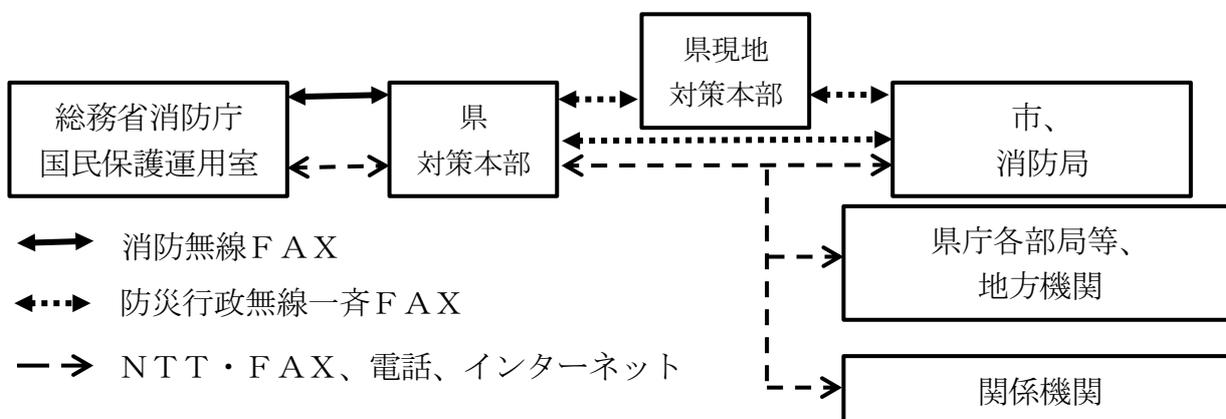


(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段

ア 安否情報



イ 被害情報の報告・伝達手段



(5) 情報収集・伝達体制

ア 体制

段階	情報収集体制			
	体制	自治防災課	対策本部	各部局
平素	通常監視	自治防災課		
避難準備	非常監視		連絡要員の派遣 (A)	連絡要員の派遣 (B)
避難	非常監視		情報・ 広報班	情報係
避難生活	非常監視			
復帰	非常監視			
生活再建	通常監視	自治防災課		

(ア) 各部局は情報係を配置し、担当する諸活動及び連絡要員 (B) の情報を収集し、対策本部の情報・広報班へ報告します

(イ) 情報・広報班は、連絡要員 (A) 及び情報係からの情報を集約します。

イ 連絡員の派遣を求める基準

レベル	派遣元	業務内容
A	県対策本部、避難先市町村	情報交換 連絡調整
B	指定地方行政機関、指定（地方）公共機関	

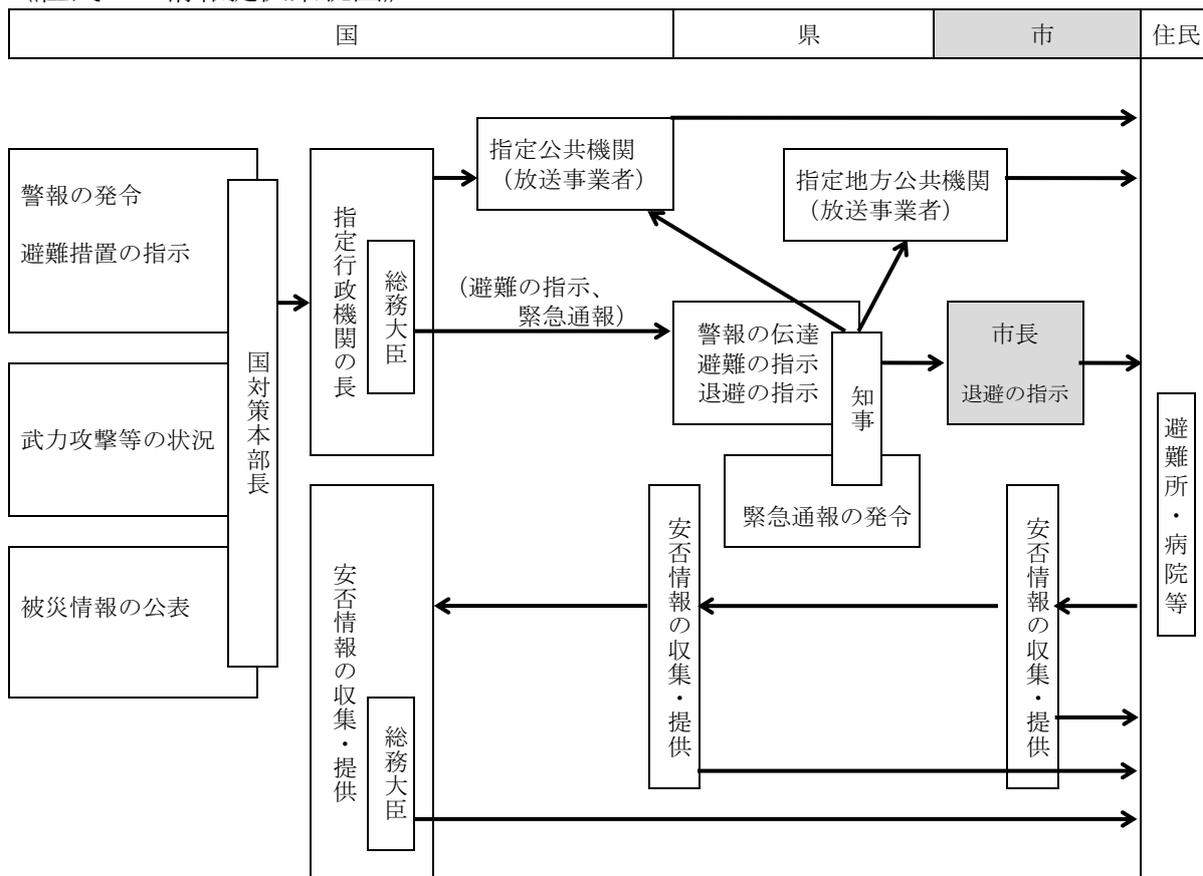
#### (6) 住民への情報提供

市長は、住民に対して、国民保護措置に関する正確かつ十分な情報を提供し、住民の安全と生活の安定を図るとともに、不安と混乱を防止します。この際、サイレン、防災行政無線、登録制メール、緊急速報（エリア）メール、ホームページ等の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

次の情報項目の各内容については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報保護を考慮し、慎重に検討のうえ提供します。

情報項目	情報内容
国民保護措置を実施するに至った状況	相手国、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定
国民の保護のための措置に関する情報	実施時期、場所、方法、現状、今後の予測
武力攻撃の状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃の状況 どのような武力攻撃が行われたか</li> <li>2 武力攻撃災害の状況 火災、建物の破壊、死傷者の発生状況等</li> <li>3 国民の保護のための措置の実施状況 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民の避難状況</li> <li>(2) 交通機関や道路の状況</li> <li>(3) 臨時に設けられた収容施設や病院等の状況</li> </ol> </li> <li>4 被災情報 被害の統計的情報</li> </ol>
危険情報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 武力攻撃事態等の現状及び予測</li> <li>(2) 武力攻撃事態が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域</li> <li>(3) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難措置の指示が発令される見込み</li> <li>・住民の心掛け</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 緊急通報 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 武力攻撃災害の現状及び予測</li> <li>(2) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項</li> </ol> </li> </ol>
個人に関する情報	安否情報

《住民への情報提供システム図》



※弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム（J-ALEERT）による情報伝達

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとして、国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、国からJアラートによる緊急情報が伝達され、Jアラートと連動した防災行政無線や緊急速報（エリア）メール等で直接住民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

(1) 日本の領土・領海に落下する可能性があるとして判断した場合

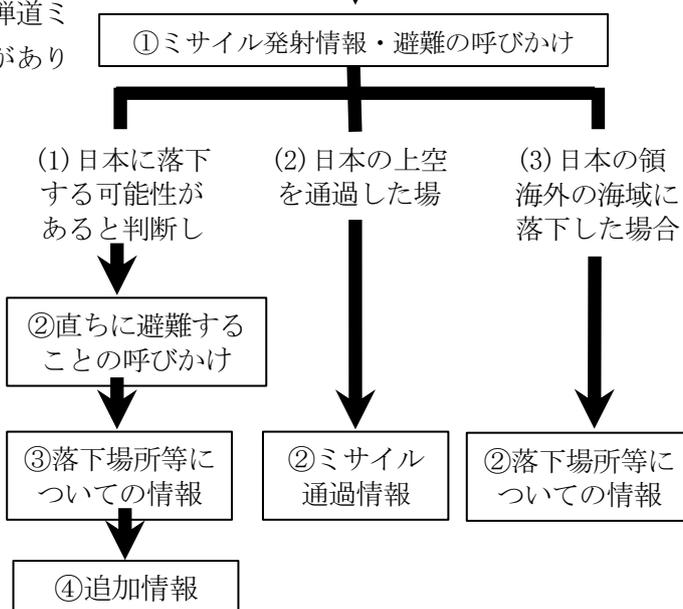
- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② 直ちに避難することの呼びかけ
- ③ 落下情報等についての情報
- ④ 追加情報

(2) 日本の上空を通過した場合

- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② ミサイル通過情報

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② 落下場所等についての情報



## ※□伝達される情報の内容

ミサイル落下時の行動について ○屋外にいる場合 「できる限り頑丈な建物や地下に避難してください。」 ○建物がない場合 「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。」 ○屋内にいる場合 「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。」
--

## (7) 避難に関する情報の収集

情報の収集手段	情報の収集内容
ヘリコプターテレビ電送システム（県所有ヘリコプターのみ）	県対策本部の指示により配信される状況調査等映像を、市の受信端末で受信して情報を収集します。
防災情報提供システム	想定される避難場所等の気象情報等を収集します。
消防吏員	武力攻撃災害の兆候発見等について消防吏員から受報します。
洋上漁船	各漁業協同組合に対して警報等を伝達するとともに、県指導用海岸局（境港無線局）を通じて洋上の漁船を確認します。

## (8) 武力攻撃災害の兆候の通報

## ア 消防吏員等の通報

武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市長に通報することとされています。（市長に通報することができないときは、知事（危機管理局）に通報）

## イ 知事等への通知

市長は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等及びその兆候と対処の必要を認めるときは、速やかに知事（危機管理局）、境港警察署、境港消防署等の関係機関に通知します。

## (9) 安否情報

安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する安否情報システムを利用します。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール・ファクシミリ、電話等を利用します。

## ア 安否情報の収集

## (ア) 収集項目

避難住民（負傷・疾病の住民も含む）	① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む） ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
-------------------	---

	<p>⑦ その他、個人を識別するための情報 (前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に加えて個人を識別することができるものに限る。)</p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ 現在の居所</p> <p>⑩ 連絡先とその他安否の確認に必要な情報</p> <p>⑪ 照会に対する回答に関する同意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親族、同居者への回答の可否</li> <li>・知人への回答の可否</li> <li>・親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の可否</li> </ul>
死亡した住民	<p>(上記①～⑦に加えて)</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 死体の所在</p> <p>⑩ 照会に対する回答に関する家族等の同意</p>

## (イ) 市長が行う安否情報の収集

市長（市民生活部）は、県その他避難先市町村長（市内においては各自治体）の協力を得て、以下のとおり安否情報を収集します。

- ・避難住民の誘導の際、避難住民等から任意で情報収集
- ・避難住民名簿の作成による情報収集（住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報及び自治会等が平素から保有する情報を参考に作成）
- ・西部消防局からの情報収集
- ・医療機関、学校等からの情報収集
- ・境港警察署への照会
- ・安否情報を保有する運輸機関、医療機関、大規模事業所、観光施設等の関係機関への協力要請（当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意）

## a 避難住民から任意で情報収集する場合の留意事項

情報収集に際しては、安否情報の開示について同意の可否を確認するものとします。同意の方法は原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについての同意を得るものとします。（開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行います。）

安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとします。

安否情報を収集する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省

令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する安否情報収集様式（様式第1号及び第2号）によります。

(ウ) 知事が行う安否情報の収集

知事（地域振興部・観光交流局）は、以下のとおり安否情報を収集することとされています。

- ・ 市町村長からの報告による情報収集（必要に応じて自ら情報収集を行う。）
- ・ 県の開設した避難所における情報収集
- ・ 県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集
- ・ 警察への照会
- ・ 安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関への協力要請（当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意）

(エ) 警察の安否情報通知

警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、それらの情報について、対策本部が行う収集活動に協力するよう努めるものとされています。

イ 安否情報の整理

市長（市民生活部）は、収集した安否情報を整理します。この際、できる限り重複を排除する等、情報の正確性の確保に努め、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報については、その旨がわかるよう整理します。

ウ 安否情報の報告

(ア) 市長（市民生活部）は、以下のとおり、収集整理した情報を知事に報告します。

a 報告の方法

「安否情報省令」第2条に規定する安否情報報告書（様式第3号）の内容を安否情報システムを用いて行います。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話、電子メール等の方法により安否情報の報告を行います。



- ② 知事は、必要に応じ、市長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定することとされています。この場合、市長は当該時期に従って報告を行います。
- ③ 知事は、特に必要があると認める場合には、市長に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることとされています。この場合、市は求められた安否情報について断片的であっても報告します。

#### エ 安否情報の回答、提供

##### (ア) 安否情報の照会の受付

市長（市民生活部）は、安否情報照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレス等について、対策本部を設置すると同時に住民へ周知します。

住民は、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する安否情報照会書（様式第4号）に必要事項を記載し、安否情報照会窓口へ提出することとします。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある者や遠隔地に居住している者など書面の提出によることができない者については、口頭や電話、メール等による照会も可能とします。

安否情報省令様式第4号の記載必要事項	受付に当たっての留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照会をする理由</li> <li>・ 照会に係る者を特定するために必要な事項等</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 口頭、電話による照会にあつては、記載必要事項の内容を聴取すること</li> <li>2 安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合であつて、当該情報を保有していないときは、その旨を伝えること</li> <li>3 必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）の提示を求めること（窓口における書面の定時以外の場合も同様）</li> </ol>

##### (イ) 安否情報の回答及び提供

###### a 回答の可否

市長（市民生活部）は、以下の区分に従い、否情報の回答及び開示を行います。

回答の要件	回答項目	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該照会に係る安否情報を保有、整理していること</li> <li>・ 当該照会が不当な目的によるものではないこと</li> <li>・ 安否情報が不当な目的に使用されるものではないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難情報</li> <li>・ 死亡、負傷の情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「不当な目的」とは、他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められないし、合理性がないにも関わらず、その安否情報を探索しようとするをいいます。（例）債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出す等</li> <li>・ 「不当な目的に使用」（例）住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、不特定多数の者に頒布、販売等</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・照会に係る者の同意を得たとき</li> <li>・その他公益上特に必要があると認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・性別</li> <li>・住所</li> <li>・(国籍)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照会に係る者の同意については、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集時に併せて得るものとします。</li> <li>・ 「公益上特に必要があると認めるとき」については、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性の方がより高いと判断されるときを指します。</li> <li>・ 公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、公益上の必要性から報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」について具体的な地番までは示さず、「〇〇市内の避難所」、「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については「重傷」、「全治〇週間」等にとどめる等、個人情報の保護に配慮します。</li> </ul>
---	---	--

## b 回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する安否情報回答書（様式第5号）に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

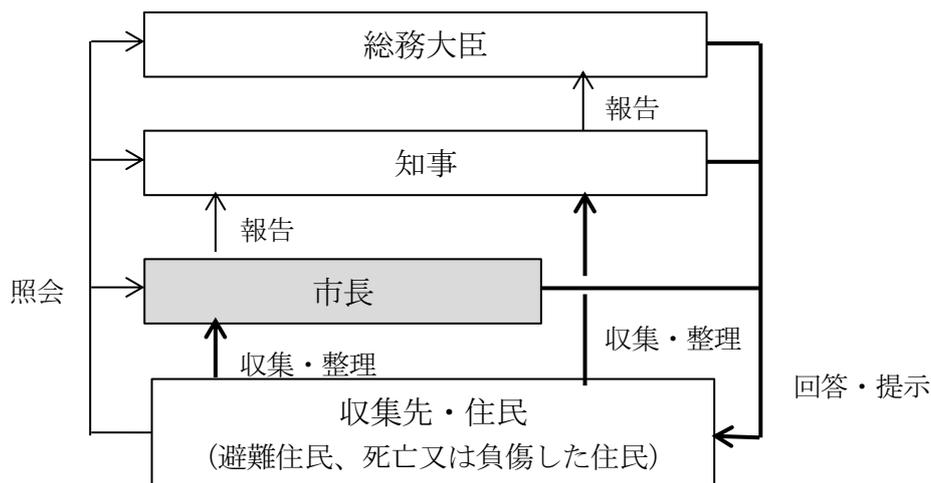
ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ等を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会者の氏名、連絡先等及び回答した安否情報の内容等について、できる限り回答を行った担当者、回答相手の氏名や連絡先等の回答状況を記録します。

## (ウ) 個人の情報の保護への配慮

a 市長（市民生活部）は、個人情報である安否情報の取り扱いについて、十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底します。

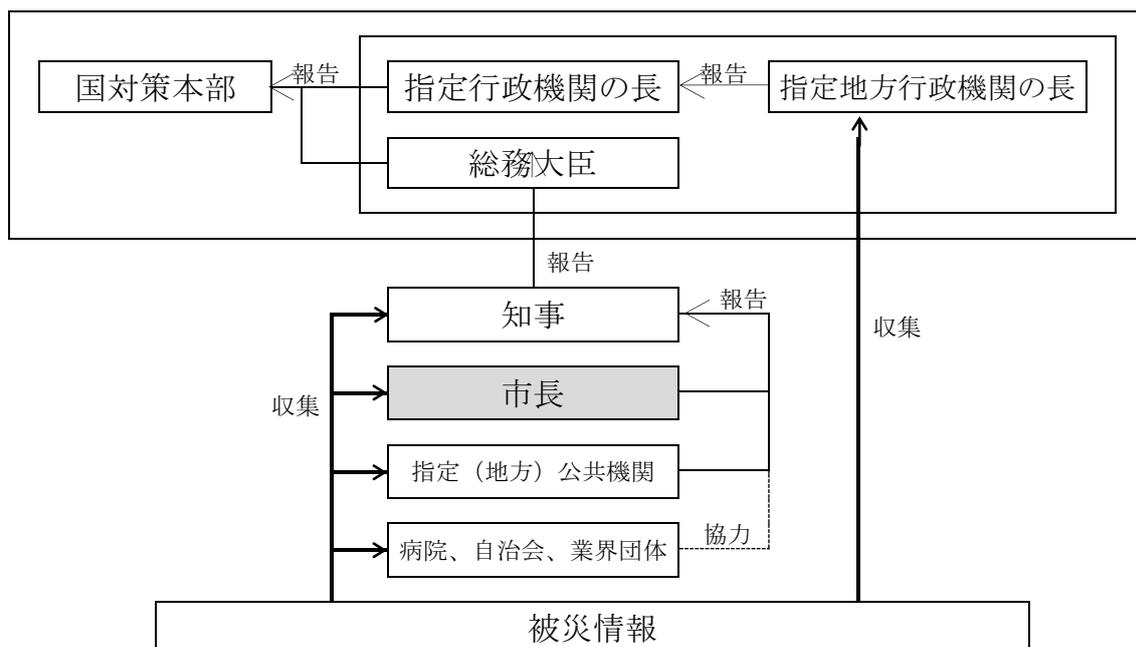
b 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。



## (エ) 日本赤十字社に対する協力

市長（市民生活部）は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を提供します。当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ情報の提供を行います。

## (10) 被災情報



## ア 被災情報の収集

市長（各部局）は、市内において武力攻撃災害が発生した場合、関係機関と連携して、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、対策本部へ集約します。

## イ 被災情報の報告

(ア) 市長（事務局）は、市内において武力攻撃災害が発生した場合、直ちに県（危機管理局）に対し、第一報を報告するとともに、収集した被災情報について、できる限り速やかに鳥取県災害情報システムを活用し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）等に基づき報告します。

ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合については、別途消防庁

の定める手続きに従い直ちに報告します。

(イ) 第一報報告後は、県が別途指示する場合を除き、収集した被災情報を鳥取県災害情報システムにより逐次報告します。

#### ウ 被災情報の報告様式

被災情報の報告様式は、以下のとおりです。ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合の被災情報の報告は、別途消防庁により示された様式に基づき行うものとします。

年 月 日に発生した 平成 年 月 日 時 分 境 港 市 による被害（第 報）																																														
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 平成 年 月 日 時 分 (2) 発生場所 市 町 丁目 番 号 (北緯 度 分、東経 度 分)																																														
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要																																														
3 人的・物的被害状況																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">市町村名</th> <th colspan="4">人的被害</th> <th colspan="2">住家被害</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">その他</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">死 者</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">行 方 不明者</th> <th colspan="2">負傷者</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">全 壊</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">半 壊</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">重 傷</th> <th style="width: 10%;">軽 傷</th> </tr> <tr> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(人)</th> <th>(棟)</th> <th>(棟)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	市町村名	人的被害				住家被害		その他	死 者	行 方 不明者	負傷者		全 壊	半 壊	重 傷	軽 傷	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																								
市町村名		人的被害				住家被害					その他																																			
		死 者	行 方 不明者	負傷者		全 壊	半 壊																																							
	重 傷			軽 傷																																										
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																									
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th style="width: 10%;">年月日</th> <th style="width: 10%;">性別</th> <th style="width: 10%;">年齢</th> <th style="width: 55%;">概 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																																									
市町村名	年月日	性別	年齢	概 況																																										

#### (11) 住民避難に関する事項の報告

市は、住民避難が必要となる状況が生じた場合、被害情報とは別に「様式 避難に関する事項（平成 25 年 3 月 28 日付消防運第 25 号消防庁国民保護運用室長通知）」により県(危機管理局)に報告します。

#### (12) 関係資料の基礎調査

国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な、次に掲げる基礎調査を実施します。

- ア 一般地誌等に関する資料  
住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別人口データ等）、地質、交通、通信等
- イ 避難、救援に関する資料  
避難行動要支援者名簿、交通手段、運送力、倉庫等
- ウ 生活関連等施設に関する情報  
避難所(場所)、駐車場、トイレ、入浴施設等
- エ 生活基盤等の確保に関する資料  
量販店、コンビニ、食料・物資等入手手段（企業協定等）
- オ 武力攻撃災害の除去、軽減に関する資料  
医療機関、除染、救急法、応急処置法等
- カ 関係機関の計画  
警察、消防、消防団、自主防災組織・自治会等（組織、連絡先等）

### 3 地図

#### (1) 使用する地図

- ア 鳥取県防災対策本部地図（1/25,000、平成15年度版）による表示
- イ 国土地理院発行地形図（1/25,000）による表示  
※ 使用に当たっては、修正測量年に注意し、できる限り最新の地図を使用します。
- ウ GPS (Global Positioning System)による表示

#### (2) 位置の表示

座標（緯度経度）と地先を使用します。優先は、座標表示とします。

※ 世界測地系に基づく緯度経度表示とします。

例：境港市役所

- ①地番 境港市上道町3000番地
- ②座標 北緯35度32分01秒、東経133度14分20秒
- ③座標表示 353201、1331420

#### (3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

### 4 報告、通報

対策本部は、県対策本部及び各部局に対し、適時、状況等に関する情報を提供します。

#### (1) 報告通報項目

項目	報告・通報内容	様式
消防庁に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害即報 2 住民避難に関する措置に係る情報	・火災・災害時即報要領報告様式 ・被害情報の報告様式 ・様式「避難に関する事項」 (平成25年3月消防庁国民保護運用室長通知)
市における被害状況収集	鳥取県が作成した「災害時における被害情報等報告要領」に基づき各種情報を収集し県	災害時における被害情報等報告要領」に定められた以下の様式を使用する。

	<p>危機管理局及び西部総合事務所地域振興局に電子メールにより報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県危機管理局 s aigai. jouhou@pref. tottori. lg. jp</li> <li>・ 西部総合事務所地域振興局 s eibu saigai@ pref. tottori. lg. jp</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式第1号 災害対策本部等の設置状況</li> <li>・ 様式第2号 避難所開設状況及び避難者の状況</li> <li>・ 様式第3号 避難勧告等の発令状況</li> <li>・ 様式第4号 人的被害の発生状況</li> <li>・ 様式第5号 住家被害の発生状況</li> <li>・ 様式第6号 非住家被害の発生状況</li> <li>・ 様式第7号 孤立集落の発生状況</li> <li>・ 任意様式 上記以外の被害</li> </ul>
--	--	--

**(2) 緊急報告（通報）**

状況の変化、極めて重大な損害等、緊急を要する事項を速やかに報告（通報）します。

**(3) 受領報告**

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを発信者に対し速やかに報告します。

**(4) 実行報告**

指示の受領者が対策本部長に対し、指示事項を終了したとき、実行状況を報告します。

指示事項実行中に対策本部長が新たに重要な決定を行ったとき、重要な段階に到達したとき等、その途上においても積極的に行います。

添付書類 付紙「情報収集計画」